

令和6年8月29日

旭硝子奨学会 能登半島地震災害支援奨学金 制度概要

目的	本奨学金は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって、経済状況が急変、または悪化し、就学継続が困難な状況にある、高等学校に在学する優秀な生徒に対し、大学等の上級学校卒業までの間、奨学金を給付することにより、経済的不安を緩和し、教育の機会を確保することを目的とする。
奨学金	高等学校在学中 年額 200,000円（給付、返還不要） 大学等の上級学校在学中 年額 300,000円（給付、返還不要）
対象者	弊財団が指定する高等学校に在学する者。 高校1年生～3年生の全学年が対象。 定時制で正規就学期間が4年間の場合は、4年生も対象。
募集数	弊財団指定の高等学校から各3名
応募資格	学校長の推薦を受けることができる成績優秀で品行方正な生徒であり、以下の (1) または (2) のいずれかに該当し、かつ (3) に該当する者。 (1) 本震災により家計を支える方が死亡・行方不明・負傷病気・失業等の被害を受け、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒。 (2) 本震災により居住していた住宅が半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受け、または計画的避難区域になっているなど、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒。 (3) 他の給付型奨学金を受けていない生徒。 (ただし、自治体からの支給は除く)
募集時期	2024年度のみ
支給方法	2024年度は、2025年1月に奨学金を支給する。 2025年度以降は、毎年7月に奨学金を支給する。
支給期間	当奨学金の給付期間は、給付開始年から上級学校（大学、短期大学が対象。専門学校は対象外）卒業年までとする。ただし、上級学校在学中の給付期間は、正規の最短修業期間又は4年間のいずれか短い期間を上限とする。
選考方法	学校ごとに3名の候補者を、学校長に推薦いただき、必要書類を弊財団に郵送いただく。 提出頂いた資料をもとに、弊財団の選考委員会にて書類選考を行う。
注意事項	(1) 受給者は、奨学金の返還義務を負わない。 また、旭硝子株式会社への入社等その他の付帯義務を負わない。 (2) 受給者が、次のいずれか1つに該当した場合には、受給資格を失う。 ・ 応募書類および推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合。 ・ この制度に定める事項に該当しなくなった場合。 ・ 通学校で処分を受け、または奨学生として適当でない事実があるなど、学業や素行等の状況により「品行方正」ではないと判断される場合。